

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第4回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月6日（水） 14：59～17：34
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）
- 3 出席者
 - 公益代表委員 3名（上江洲純子、金城智誉、城間貞 敬称略）
 - 労働者代表委員 3名（石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略）
 - 使用者代表委員 3名（喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略）
 - 事務局 4名（岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員）
- 4 議題等
 - (1) 改正額の提示
 - 労働者側及び使用者側
 - (2) 改正額の調整
 - 労働者側及び使用者側
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - 1 改正額の提示
 - (1) 労働者側
 - (2) 使用者側

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第4回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

崎原賃金室長

定刻前ではございますけれども、皆様お揃いですので、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第4回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、各委員の出欠の状況でございます。

皆様全員出席でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、有効に成立していることをご報告いたします。

これから議事進行につきましては、上江洲部会長にお願いしたいと思います。

上江洲部会長

はい、皆様お疲れのことだと思いますが、第4回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

これから額の提示もございますので、重要な専門部会になることだと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

労働者側委員は、知花委員、お願ひします。

使用者側委員は、喜友名委員、お願ひします。

(両委員、了解)

上江洲部会長

それでは、次第1の「改正額の提示」に入ります。

労使それぞれから提出されました資料をご覧になってください。

先に労働者側の方から改正額の提示とご意見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

石川委員

石川です。

お疲れ様です。

早速ではございますが労働者側から改正額の提示を行っていきたいと思います。

資料1をご覧ください。

「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会労働者側の額の提示について」、時間額 現行952円を改定し、1,056円（引上げ額104円）とする。

我々が暮らす沖縄県は国内有数の観光地として発展しております、先月ジャングリアの開園、来年は首里城正殿の再建等今後もますます発展していくことが予想されております。

しかしながら、沖縄固有の課題も多くあり、これらを解決していく、誰1人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現を目指していきたいと思っております

2段落目として沖縄の復帰に伴い、沖縄振興計画が幾度とあり、県経済は発展を遂げております。

また、今年の骨太の方針においてGW2050プロジェクトの取組についても明記されるなど沖縄県は今後も更なる持続的な発展に向けた動きが加速していると理解しております。

しかしながら、沖縄県は生活コストが全国に比べて高いにも関わらず、所得は全国最下位、子どもの貧困率は全国平均の約2.2倍、母子家庭や非正規雇用者の割合も高いなど多くの課題を抱えております。

3段落目のところなのですが、7月1日に沖縄労働局長から沖縄県最低賃金の改定にかかる諮問がありました。

その中では政府が掲げる骨太の方針や、政府の方針等を配意した審議を求めるとのご発言がございました。

政府は賃上げこそが成長戦略の要としまして、加重平均時給1,500円の目標を前倒しにするなど成長と分配の好循環のためにまずは賃上げを重視しております。

これら政府方針であったり、沖縄県の現状を踏まえて、今年度の審議会においては、1,000円到達というのには必須であります。

また、我々労働者側委員は1,000円を通過点だと主張させていただきました。

今年度の審議会におきましては、この先の中期目標を見据えた議論をお願いしたいと思っております。

ページめくっていただきまして、104円（1,056）円という金額についてですけれども、我々労働者側委員としては、中貨で先ほど示された公益の見解や目安だけではなく、それに加えて県内の物価上昇率やマイナスで推移する実質賃金、春季生活闘争の結果、地域間格差の是正の観点、貧困問題、雇用情勢、募集賃金、さらには参考人意見聴取の内容や諸外国の賃金水準等を総合的に勘案して、この金額を今回提示させていただいております。

その考え方について主なところご説明したいと思います。

「1. 政府が掲げる目標の達成について」、政府は2020年代に全国加重平均が1,500円になることを目指しておりますが、この目標も踏まえつつ、1,000円達成後も連合のリビングウェイジ及びフルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金の比率「6割」以上を目指しながら様々な指標を勘案しながら継続的な最低賃金引上げに取り組むことを求めております。

リビングウェイジなのですが、資料めくっていただいて、参考資料1として5ページにつけております。

連合が行った生計費の調査ですが、この中では沖縄で暮らすにあたり、下から3番目の時給に換算して1,160円が必要となっております。

現行952円から208円の差がありますが、この差というのを2年で埋めたいという考え方の基、今回104円という数字を出させていただきました。

「2. 最低賃金の「誰もが生活できる水準への引上げ」について」、現在の952円では、頑張って働いて月の所定内労働時間が173.8時間でも16万5千円にしかなりません。

年収換算でも200万円を下回り、ワーキングプアと言われる水準でございます。

また、この水準については、先進国でも最も日本全体にはなりますが、低い水準です。

その他（2）～（6）まで沖縄の現状、指標を示していますが、現在の952円では憲法で定められている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や、最低賃金法における労働者の生活安定、労働力の質向上に資するものとは言い難い認識です。

「3. 最低賃金引上げの必要性について」、地域間格差の是正という観点から、地方から都市部への人材流出を最低賃金が低いことによって招いていると思っております。

とりわけ、沖縄では最低賃金を含めて県民所得が低いということで貧困の連鎖を生み出している要因だと認識しております。

3要素のうちの生計費の観点ということについては、沖縄は物価上昇が全国比のみならず、九州Cランクの中でも高く推移しております。

また、消費者物価指数や、今回の中賃の資料でエンゲル係数がありましたが、沖縄は極めてエンゲル係数が高いというデータもあります。

そういう数値も考慮していく必要があると思っております。

また、3要素の支払い能力についてですが、第2回目安小委員会の資料にありましたが、全国的な話にはなりますが、企業の経常利益は増加しておりますが、それに反比例するように労働分配率が低下しているというデータも示されております。

また、春闘の結果を見ましても、社会全体では（4）のとおり賃上げが行われている状況であります。

こういった春闘の結果等を社会の隅々まで広げるためには、最低賃金の引き上げが重要であると認識しております。

また、（5）に記載しておりますが、引上げのためには中小企業への支援であったりとか、次ページの最後に記載している税制であったり、社会保障制度等を総動員して、労使双方で賃上げをしていくための施策を開拓していく必要があるかと思っております。

「4. 参考人意見聴取「子ども貧困」について（沖縄県労働者福祉基金協会）」の中でも沖縄の子どもたちが置かれている厳しい状況について、ご意見があつたかと思います。

最後になりますが、最低賃金は全ての労働者に適用されて、暮らしを支える重要なものと認識しております。

雇用形態の違いや障害の有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されないことだと思っております。

どこで働いていてもどのような就労形態であろうとも賃金は少なくとも最低限度の生活ができる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準に引き上げるべきと考えております。

なぜ沖縄は常に所得水準が最下位なのかを改めて立ち返っていただき、賃金格差というのは経済問題ではなく、個人の尊厳や、社会生活、教育の平等等の機会を奪う人権の問題にも繋がっていくと思っております。

社会の不安定化に歯止めをかけて、働くことを軸とする安心社会、誰一人取り残さない沖縄らしい社会実現をするため、ぜひ最低賃金の引き上げについてご理解をいただきたいと思っております。

まず、意見書の内容、説明は以上でございます。

上江洲部会長

ありがとうございます。

労働者側委員で補足等がありますか。

(特になし)

上江洲部会長

では続きまして、使用者側から提示されました改正額に関するご意見をお願いしたいと思います。

田端委員

はい、使用者側委員の田端です。

私から使用者側の額提示の考え方について説明したいと思います。

通し番号7ページの資料2をご覧いただければと思います。

使用者側委員としては、最低賃金審議にあたって、毎年変わりませんが、留意すべき事項を、基本は最低賃金法の第9条第2項で定める最賃決定の3要素（生計費、賃金、通常の事業の支払い能力）を各種統計資料から的確に読み取り、3要素を考慮して行うことが基本であると申し上げていたと思います。

生計費について配意すべきは、もちろんありますが、賃上げの原資の確保のために価格転嫁が容易でない実態がある中で通常の事業の賃金支払い能力を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると考えております。

使用者側としては、どの統計調査を用いるべきかということですが、中小企業の賃金引き上げの実態を示し、最賃決定の3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視する必要があると考えております。

その中でも客観的なデータである第4表①あるいは②を用いることが適当であると考えております。

右下に表を掲載しております。

これは今回、目安額が64円となったのですが、952円に64円を加えると1,016円となりますが、この令和7年度の最低賃金基礎調査結果の1,016円より1円低い1,015円までが影響を受けますので、952円を超えて1,015円までに分布する労働者の割合が影響率となりますけれども、その割合を記した表となっております。

全業種でみると一番下の数値ですが、合計で27.9%で少人数で言うと34.5%です。

各業種毎にみると一番高いのは建物サービス業の55.6%、オレンジの50.0%が出版・印刷・同関連産業、飲食店から食料品製造業までが40.0%超え、それから下は30%台ということでその中でも少人数の規模の影響率がかなり高くなっているということです。

その中で食料品製造業については68.0%とかなり高い状況になっていますので、最賃引上げにあたっては、これらの小規模事業者等に及ぼす影響を慎重かつ十分に検討する必要があると考えております。

めぐりまして8ページですが、さらに最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業にとっては、賃上げの原資を確保するために十分な価格転嫁が必要ですけれども、その規模や業種によっては、堅調な企業もありますが、物価や最低賃金を含む人件費の高騰分を十分に価格転嫁できていない企業もありますので、特に小規模事業者の厳しい状況に配慮する必要があると考えています。

結論ですが、令和7年の沖縄地方最低賃金の引上げ額の提示ですが、沖縄地域の経済・雇用の実態からすると、人手不足の状況にありますので、賃金を引上げる環境にあることは理解しておりますが、中小企業の多い沖縄では価格転嫁力が弱いこともあって、過去最大の目安額となった64円(6.6%)を引き上げる状況にはないと考えています。

このため、最賃決定の3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果第4表のCランクの伸び率である3.0%、29円を引き上げ、沖縄県の最低賃金を981円とすることを使用者側として提示するものであります。

積算式を下に書いております。

今回、発効日について特に申し上げておきたいのですけれども、中には現行でもいいという意見もございましたが、使用者側の参考人ビルメンテナンス業の方からは最低賃金改定の発効日は年度初めの4月にしてほしいという要望が去年に続き、今年もありました。

使用者側の参考人は3点の課題を挙げておりまして、一つ目に業務発注先に対する価格転嫁がスムーズにいかず、民間企業同士の契約の場合、会計年度途中の理由で次年度以降4月に繰り下げているということです。

それが公契約の場合、国・地方公共団体の入札時期においては、現行10月時点での改定額が見込まれておらず、実務上、半年後の4月入札に織り込むことになり、その結果、③の半年間のタイムラグが経費先行支出による負担増となる。この参考人が仰っていたのは、月額で800万円の負担増、半年で4,800万円の負担増で赤字要因になるということです。

現状ではこれまで現行の答申日である8月の上旬、中旬に結審して、それから8週間程度で発効している設定方法について、賃金改定を行う企業にとって現行の自動発効の問題点は使用者側参考人が指摘した事項を踏まえると以下の4つです。

口頭も含めると5つの問題点を抱えておりますので、それを改める必要があると考えております。

まず1点目に8週間程度では賃金引上げを行うことができても、賃金引上げに伴う人件費の増を価格転嫁するための準備期間としては足りず、価格転嫁するまでの間、当該人件費上昇分が赤字要因となることがあります。価格転嫁までのタイムラグが発生して、半年あるいは1年近くかかることがあるため、それを踏まえる必要があります。

2番目ですが、これまで附帯決議でも何度も公契約について記述してきましたが、沖縄県における契約条項の改善は行われております。

契約条項に最賃の改定があった場合に契約変更ができること、明示的な協議を行うこと等が盛り込まれているのですけれども、実態としては、年度中途の最賃改定に伴う契約の改定がほとんど行われていない状況にあります。

このため、新年度の予算措置があるまで、旧価格での契約を継続せざるを得ず、最賃改定に伴う人件費上昇分が赤字要因になっています。

先ほどの参考人の方の②の指摘と同様です。

通し番号の9ページですが、最賃改定が10月に行われても、社会保険に加入していない非正規職員については、特に年末に集中して、年収の壁、社会保険の場合は106万円、130万円ありますけれども、その壁を踏まえた就業調整が行われ、年末の繁忙期であっても人手不足に拍車がかかり、業務に支障をきたすことがあります。

今回の年収の壁で税の壁である103万円は121万円に上がるということですが、むしろそっちよりも社会保険の壁の方に問題がございまして、壁というより崖になりますので、それに対する対応をしっかりと考へる必要があるのかなと思います。

今回、改正ありますけれども20時間という時間の壁があるので、それを上回らないようにするという調整が行われるということで抜本的な改善にはなっていないと思っております。

④ですが、今回特にそうですが目安が出たのが遅れたこともあって、通常だと8月上旬に結審、答申がされますが、今回はこれから中旬以降になると。

ただ、月の中途の最賃改定があっても、例えば10月の中旬に発効となつても、企業は給与のシステム上は1日付けて改定しないといけないことになって、結果的にその期間がさらに短くなるということがありますので、それについても配慮する必要があるということです。特に1日付けというのにこだわる必要があるのかなと思います。

資料には書いておりませんが、最賃の目安の答申の中に記述されていることですけれども、最低賃金や賃金引上げのための政府の支援策、業務改善助成金であつたり、それに見合う都道府県の支援、支援策の利用時に求められる設備投資の計画、あるいは経営計画であつたり、その策定にあたつて、経営的時間的余裕のない中小企業や小規模事業者が増加している状況にあるというのが、最賃の目安の答申の中に書かれていました。

したがって、最賃の結審から発効日までの期間が8週間程度では、その計画の策定が困難でありますのでそこに対する配慮が必要であると思っております。

(3) として、中央最低賃金審議会の答申の中で、発効日審議の要望がございました。

藤村会長のメッセージもありましたが、「法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」というのが今回初めて盛り込まれております。

これまで、自動的に発効日を決めてきましたが、今回の審議の中で引上げ額とともに、いつから発効させるかも議論するよう中央最低賃金審議会の公益委員が要望する内容が初めて盛り込まれたものとなっていますので、その意味をしっかりと踏まえる必要があると思っております。

それから（4）最低賃金改定の発効日の見直し要望ですが、政府においては2030年代半ばまでに1,500円に達する目標が岸田政権の時でした。それを前倒して、石破政権になって2020年代に1,500円に達することを目標としております。

これは事業場視察の中でもあったのですが、2030年代半ばまではまだ理解できるけれども2020年代に1,500円にするのはちょっとどうなのかというクレームがございました。

それは実際そうだと思います。

毎年100円を超える引上げが続きますと、計算すると7～8パーセントという非常に高い数値になりますが、特に中小企業は価格転嫁までの赤字を負担し続け、疲弊し、企業の体力を奪うことになり、ひいては地域経済の弱体化をもたらすことを危惧するものであります。

経済の実態に見合った引上げをするのであれば分かりますが、経済の実態を飛び越えた数字になるといろいろな問題が発生すると思っております。

このため、このようなことにならないよう事業者側の相当な準備の必要性、また、年収の壁による就業調整等様々な影響、そして中央最低賃金審議会からの要望を考慮するとともに、最賃改定の持続性のために、やり方を工夫する必要があります。そのため、最低賃金の発効日を年度替わりの4月1日あるいは1月1日とすることを強く要望するものであります。

使用者側からの額の提示及び意見については以上でございます。

上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

その他補足等ございますか。

(特になし)

上江洲部会長

では、額の提示が双方からなされましたので、それぞれの提示金額について、質問等ございましたらお願ひいたします。

いかがでしょうか。

(石川委員挙手)

上江洲部会長

はい、では石川委員から。

石川委員

発効日について、意見を述べるときに言い忘れていたことがあったので、補足させていただければと思うんですけども。

通し番号3ページに、春闘の結果についてというところで、我々の賃上げの流れというのを社会全体に広めるために、春闘は労使交渉で2～3月から議論を始めて、4月～5月と決着していくのです。

労使の真摯な交渉の末、導きだした結果というのを社会全体に早く広めたいというところで最低賃金の発効日についてもできるだけ、10月上旬を目標に可能な限り早期発効を求めるというように記載しております。

沖縄では法定発効日は自動的になっていたかと思いますが、ここ2～3年、我々も発効日については議論をした上で結果的に自動的な法定発効日に落ち着いているのかなと思っておりまして。

今年度につきましても、我々労働者側としては引き続き可能な限り、早期発効の認識の基、今後議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

上江洲部会長

はい、ありがとうございました。

田端委員

そういう話をすると、議論が全然噛み合いません。

結局は去年と比べると状況は変わっているわけです。

最賃の引上げ額が去年は目安で50円、実際は56円、今回は目安の段階で64円とこれまでにない額になっているということと、実際に事業場視察であったり、参考人からも意見が出ていると。

中央最低賃金審議会からの意見の要望もございますので、そのことを踏まえる必要があるにもかかわらず、最初から議論をはねつけるというのはいかがなものかなと思います。

上江洲部会長

田端委員から、発効日に関して労働者側のご意見に対するさらに追加の意見が出ましたけれども、発効日につきましては、この中で話をしなくてはならない事項だと思います。

最初からはねつけるというものではなく、議論としては公益がそれぞれと調整をさせていただきたいと思っておりますので、その点は両者それぞれご理解いただきければと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

上江洲部会長

では、今、発効日の点、やりとりございましたけれども、他に額の提示についてはよろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲部会長

では、ここからは次第2「改正額の調整」ということで、労使で開きがございますので、これからそれを少しでも縮めていくことができるよう公益入りまして、額の調整をさせていただきたいと思います。

例年と同様労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室準備しておりますので、そちらにご移動いただければと思います。

それではここでいったん休会とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは休会中もここの部屋から退室していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

(休会)

(傍聴人退出)

(二者協議)

(二者協議終了後、事務局は傍聴人の再入室を案内)

上江洲部会長

それでは再開いたします。

長時間にわたって、お疲れ様でした。

公益が入らせていただいて、労働者側及び使用者側から個別に意見をお伺いしましたが、現時点では額の提示どおり、労働者側は104円の引上げ、使用者側は29円の引上げということで留まっておりますので、提示額に大きな乖離がある状況でございます。

この点につきましては、次回以降、調整させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

ここで労働者側、使用者側ご意見等あれば述べていただければと思いますがよろしいですか。

(特になし)

上江洲部会長

事務局に宿題になっている事項やあるいはそれぞれ質問投げかけている事項は次回、回答をしていただく形を取りたいと思います。

全体を通して特にないですか。

(特になし)

上江洲部会長

最後に、次第3「その他」となっていますが、事務局からご説明お願いいたします。

崎原賃金室長

専門部会の今後の日程についてご検討をお願いしたいのですが、先ほど本審の中で明日の予備日も労側が開催したいというお話がありましたけれども、7日は開催はありません。

その後、8日、12日として予備日がありますけれども、12日については労側から開始時刻を15時30分にしたいというご希望がありました。

今後の開催日とそれぞれの開始時刻について、ご検討をよろしくお願ひいたします。

上江洲部会長

事務局から専門部会の今後の日程について検討をお願いしますとありました。

先ほどの事務局の説明で行きますと、7日の審議は無しと。

8日に審議を予定したいと思いますが、開始時間が元々、本審も想定して専門部会を14時開始というスケジュールを組ませていただいているが、これはそのままよろしいでしょうか。

それとも時刻をずらし15時開始にした方がいいのか、労側ご意見あればお願ひします。

石川委員

はい、ありがとうございます。

8日金曜日につきましては、そのまま14時に開始できればと思います。

上江洲部会長

使側は大丈夫でしょうか。

(使側、了解)

上江洲部会長

8日について、本審の開催は延期という形を取らせていただきますが、その分専門部会の審議ができるということで14時に専門部会のスケジュールどおりのままということで引き続き、額の調整をさせていただければと思います。

そして、本審との関係もありますので、その後のスケジュール確認ですけれども、8日の次は12日で専門部会の開始時刻を15時30分、これは労側の希望なのですが、使側はそれでよろしいでしょうか。

(使側、了解)

上江洲部会長

先ほどの本審では、8日が延期なった分、12日や元々の予備日である14日、18日も確保お願いしますと説明したところなのですが、12日は15時30分からの専門部会ですと、しっかりと審議するという形をとると本審の開催が難しいかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。

12日は専門部会でしっかりと調整するという方向で本審については延期とさせていただいて、14日、18日を本審の委員には引き続き確保いただきたいという連絡を事務局から差し上げるという形でよろしいでしょうか。

(了解)

上江洲部会長

では次回につきましては、8日の14時から、そしてその次としては、週明けの12日、こちらは15時30分から専門部会をそれぞれ予定したいと思います。

では、次回8日の14時、第5回専門部会を開催するということで引き続き額の調整を行いたいと思います。

これにて、第4回専門部会を閉会したいと思います。

お疲れ様でした。